

副本

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原 告 函館市

被 告 国 ほか1名

第18準備書面

令和元年7月17日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

竹野下 喜彦

被告国指定代理人

坂本 康博

樋野 一穂

益子 元暢

朝山 直木

細川 全

船城 織映

古川 善健

小野本 敦

守谷 純子

森下 秀弘

渡	邊	響
中	內	麻里子
鈴	木	憲吉
宮	川	和和
内	藤	晋太郎
小	林	勝龍
耕	野	太輔大健
前	田	達達
治	原	久淳
笠	城	朝后
大	村	直匡
仲	川	匡孝
森	田	志志
前	田	憲浩
野	田	浩志
吉	藤	明暢
海	永	吾志
井	田	司憲
末	岡	寶浩
種	岡	清太郎
松	見	見
花		

田口達也

正岡秀章

大浅田薰

沖田真一

目 次

第1 発電用原子炉の設置許可に係る審査基準の策定につき原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められること及び同裁量の内容	6
1 発電用原子炉の設置許可に係る審査基準の策定につき原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められること	6
2 原子力規制委員会に認められた専門技術的裁量の内容	8
第2 設置許可基準規則等の策定に当たり、福島第一発電所事故後、原子力規制委員会発足までの間に検討された内容等	9
1 福島第一発電所事故の概要	9
2 福島第一発電所事故の技術的調査・検討	11
(1) 各種機関による調査・検討	11
(2) 福島第一発電所事故と同種の事故を再度発生させないために必要となる教訓、知見は得られていること	12
(3) 具体的な設備の損傷状態、詳細な原因等は、同種の事故の発生防止のための教訓として必ずしも必要不可欠ではないこと	12
3 福島第一発電所事故の教訓を踏まえた各組織における検討の経緯	13
(1) はじめに	13
(2) 地震及び津波以外の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討	14
ア 事故防止対策に係る検討	14
イ 重大事故等対策に係る検討	15
(3) 地震及び津波の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討	18
ア 原子力安全委員会における検討	18
イ 原子力安全・保安院における検討	20
第3 原子力規制委員会発足後に検討された内容及び策定手続等	21

1	原子力規制委員会における検討チームの構成	21
2	地震及び津波以外の分野に関する設置許可基準規則等の策定経過	22
(1)	原子炉施設等基準検討チームの構成等	22
(2)	原子炉施設等基準検討チームにおける検討経過等	23
(3)	原子炉施設等基準検討チームにおける検討概要等	24
ア	事故防止対策に係る規制についての検討概要等	24
イ	重大事故等対策に係る検討概要等	24
ウ	原子炉施設等基準検討チームによる基準案の取りまとめ	25
3	地震及び津波の分野に関する設置許可基準規則等の策定経過	25
(1)	地震等基準検討チームの構成等	25
(2)	地震等基準検討チームにおける検討経過等	26
(3)	地震等基準検討チームにおける検討概要等	26
ア	地震・津波に係る規制についての検討概要等	26
イ	地震等基準検討チームによる基準案の取りまとめ	27
4	原子力規制委員会による設置許可基準規則等の策定	27
第4	結論	28

原告は、訴状（86ページないし93ページ）及び準備書面（14）において、原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイド等（以下、これらをまとめて「設置許可基準規則等」という。）の審査基準について、その根本的な考え方が間違っているとか、必要な基準が策定されていないとか、策定手続に問題があるなどと主張し、その合理性を争っている。

そこで、本準備書面では、まず、発電用原子炉の設置許可に係る審査基準の策定につき原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められること及び同裁量の具体的な内容について説明した後（後記第1），設置許可基準規則等の策定に当たり、福島第一発電所事故の後、原子力規制委員会の発足までの間に検討された内容等（後記第2），同委員会発足後に検討された内容及び策定手続等（後記第3）をそれぞれ説明した上、結論として、設置許可基準規則等が、前記裁量に基づき合理的な検討や策定手続を経て策定されたものであることを主張する（後記第4）。

なお、略語等の使用は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 発電用原子炉の設置許可に係る審査基準の策定につき原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められること及び同裁量の内容

1 発電用原子炉の設置許可に係る審査基準の策定につき原子力規制委員会に専門技術的裁量が認められること

発電用原子炉設置者（「発電用原子炉を設置しようとする者」を含む。以下同じ。）は、原子力規制委員会の設置（変更）許可を受けなければならず（原子炉等規制法43条の3の5第1項及び43条の3の8第1項）、原子力規制委員会は、発電用原子炉の設置（変更）許可の申請があった場合においては、その申請が同法43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならないとされている（同法43条の3の6第1項及び43条の3の8第2項）。

原子力規制委員会は、委員長及び委員4人をもって組織され（原子力規制委

員会設置法6条1項), 委員長及び委員は, 人格が高潔であって, 原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者の中から, 両議院の同意を得て, 内閣総理大臣が任命するものとされ(同法7条1項), 委員長及び委員は, 独立してその職権を行うものとされている(同法5条)。

その上で, 原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は, 発電用原子炉の設置(変更)許可の基準の一つとして, 「発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を定めている。その趣旨は, 原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり, その稼動により, 内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであつて, 原子炉施設の安全性が確保されないとときは, 当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命, 身体に重大な危害を及ぼし, 周辺の環境を放射性物質によつて汚染するなど, 深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み, 上記災害が万が一にも起こらないようにするため, 原子力規制委員会において, 発電用原子炉の設置(変更)許可の段階で, 申請に係る発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備の安全性につき, 独立した立場で, 科学的, 専門技術的見地から, 発電用原子炉の設置(変更)許可の基準への適合性に関する十分な審査を行わせることにあるものと解される。

そして, このような発電用原子炉施設の安全性に関する審査は, 当該発電用原子炉施設そのものの工学的安全性, 平常運転時における従業員, 周辺住民及び周辺環境への放射線の影響及び事故時における周辺環境への影響等を, 当該発電用原子炉施設の設置予定地の地形, 地質, 気象等の自然的条件, 人口分布等の社会的条件等との関連において, 多角的, 総合的見地から検討するものであり, しかも, 同審査の対象には, 将來の予測に係る事項も含まれているので

あるから、同審査の基礎となる基準の策定及び同基準への適合性の審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものである。

そうすると、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号が、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであることを審査するための基準を原子力規制委員会規則で定めることとしたのは、前記のような発電用原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、同号の基準の策定について、原子力利用における安全の確保に関する各専門分野の学識経験者等を擁する原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断に委ねる趣旨と解するのが相当である。

以上のとおり、原子力規制委員会には、発電用原子炉の設置許可に係る審査基準の策定につき、専門技術的裁量が認められているというべきである。

2 原子力規制委員会に認められた専門技術的裁量の内容

一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生の危険がないといった「絶対的な安全性」というものは、達成することも要求することもできないものとされている（高橋利文・『最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）』・417及び418ページ）。すなわち、科学技術を利用した各種の機械、装置等は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであり、このような相対的安全性の考え方方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方であるといつてよい（同書・418ページ）。

こうした危険性をも秘めた科学技術の利用は、エネルギーの利用、巨大な建築物、自動車、航空機等の交通機関、医療技術、医薬品の製造利用等、世のす

みずみに及び、我々の生活を支え、利便と富をもたらしているものである。こうして高度な科学技術を利用し、その効用を享受して営まれている現代の社会生活は、上記のような相対的安全性の理念を容認することによって成り立っているのであり、実定法制度による科学技術に対する行政的規制も、この考え方を基礎としているのが通常である。

そして、原子炉等規制法は一定の要件の下で原子力の利用を認めているのであり、発電用原子炉の設置、運転等も科学技術を利用する点において他の科学技術と異なるところはないから、発電用原子炉施設についても前記のような相対的安全性の考え方が妥当するものというべきである。

したがって、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号にいう「災害の防止上支障がないもの」とは、どのような異常事態が生じても、発電用原子炉施設内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にないといった達成不可能なレベルの高度の安全性をいうものではなく、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が前記のような相対的安全性を前提とした安全性を備えていることをいうものと解するのが相当である。この安全性を具体的な水準として捉えようとするならば、原子力規制委員会が、時々の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかはなく、原子炉等規制法は、安全審査につき原子力規制委員会に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択をも委ねたものと解すべきである（同書・418及び419ページ）。

（以上につき、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平成30年12月19日改訂）・乙A第41号証・5及び6ページ）

第2 設置許可基準規則等の策定に当たり、福島第一発電所事故後、原子力規制委員会発足までの間に検討された内容等

1 福島第一発電所事故の概要

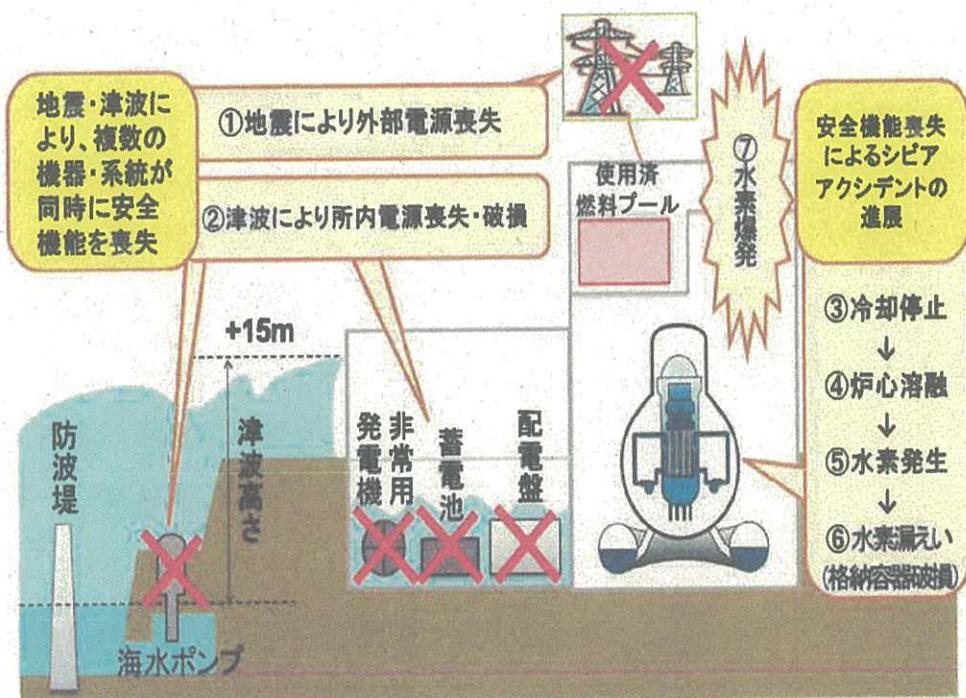
平成23年3月、東北地方太平洋沖地震の揺れを受けて、当時運転中であった福島第一発電所1ないし3号機は、原子炉が正常に自動停止した。地震による送電鉄塔の倒壊などにより外部電源喪失状態となったものの、直ちに、非常用ディーゼル発電機が起動し所内電源を確保するとともに、炉心冷却系が起動したことにより、原子炉は正常に冷却された。ところが、福島第一発電所1ないし5号機においては、非常用ディーゼル発電機、配電盤、蓄電池等の電気設備の多くが、海に近いタービン建屋等の1階及び地下階に設置されていたため、地震随伴事象として発生した津波という共通要因により、建屋の浸水とほとんど同時に水没又は被水して機能を喪失した。これにより、全交流動力電源喪失(SBO¹)となり、交流電源を駆動電源として作動するポンプ等の注水・冷却設備が使用できない状態となった。直流電源が残った3号機においても、最終的にはバッテリーが枯渇したため、非常用ディーゼル発電機が水没を免れ、かつ、接続先の非常用電源盤も健全であった6号機から電力の融通ができた5号機を除く、1ないし4号機において完全電源喪失の状態となった。また、海側に設置されていた冷却用のポンプ類も津波により全て機能喪失したために、原子炉内の残留熱や機器の使用により発生する熱を海水へ逃がす、最終ヒートシンク(UHS²)への熱の移送手段が喪失した。

その結果、運転中であった1ないし3号機においては、冷却機能を失った原子炉の水位が低下し、炉心の露出から最終的には炉心溶融に至った。その過程で、燃料被覆管のジルコニウムと水が反応することなどにより大量の水素が発

*1 Station Blackoutの略。

*2 Ultimate Heat Sinkの略。発電用原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場のこと。例えば、我が国の原子力発電所では、発生した余分な熱を海水と熱交換することで海に逃がしている。

生した上、格納容器を経て原子炉建屋に漏えいし、1・3号機の原子炉建屋で水素爆発が発生した。また、3号機で発生した水素が4号機の原子炉建屋に流入し、4号機の原子炉建屋においても水素爆発が発生した。また、2号機においては、プローアウトパネル^{*3}が偶然開いたことから水素爆発には至らなかつたものの、放射性物質が放出され、周辺の汚染を引き起こした（「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について」（平成24年3月原子力安全・保安院）（以下「福島第一発電所事故の技術的知見」という。・乙A第55号証 [別紙2]・1, 2, 4及び5ページ）。



【図 福島第一発電所事故の進展の概要】

(以上につき、乙A第41号証・42ないし44ページ)

2 福島第一発電所事故の技術的調査・検討

(1) 各種機関による調査・検討

*3 原子炉建屋内の圧力が急上昇した場合に開放し、圧力を下げるためのパネルをいう。

福島第一発電所事故の原因については、様々な機関により調査・検討され、平成23年6月には「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—」（平成23年6月原子力災害対策本部）（以下「IAEA 閣僚会議日本政府報告書」という。・乙A第56号証）が、平成24年7月には東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）による調査報告書（乙A第57号証）が、同月には東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）による調査報告書（乙A第58号証）が、それぞれまとめられた。また、原子力安全・保安院においても、平成24年3月には福島第一発電所事故の技術的知見（乙A第55号証）が取りまとめられた。これらの調査・検討結果により、当該事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされている。なお、原子力規制委員会は、国会事故調が未解明の問題とした事項を対象にして、現地調査を含めて検討を進め、「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」（平成26年10月8日原子力規制委員会）（乙A第59号証）として見解をまとめている。

(2) 福島第一発電所事故と同種の事故を再度発生させないために必要となる教訓、知見は得られていること

福島第一発電所事故に関しては、事故原因等について様々な調査がされたところ、その結果を踏まえ、設置許可基準規則等においては、共通要因に起因する設備の故障を防止するため、地震・津波対策を含めた自然現象による損傷防止対策や、内部火災、内部溢水による損傷防止対策の強化等により事故防止対策を強化した。さらにその上で、万が一、炉心の著しい損傷を伴う事故等が起きた際の対策として、重大事故等対策を新たに要求した。

(3) 具体的な設備の損傷状態、詳細な原因等は、同種の事故の発生防止のための教訓として必ずしも必要不可欠ではないこと

重大事故等対策は、設計基準対象施設を設計する際に想定する状況を超えて

る事態を想定して行うものである。このため、その原因となる施設・設備がどのように故障・損傷するかを具体的に想定できない状態でも、炉心の著しい損傷や格納容器の破損に至り得るような様々な事態をあえて想定し、それらを防止するための対策をとることが必要となる。

例えば、設計基準対象施設として要求されている交流動力電源（非常用ディーゼル発電機）が機能喪失する原因是、様々な事象が考えられる。福島第一発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機が機能停止したが、当該発電機の配電盤への海水の浸入による短絡（ショート）が原因なのか、または、津波の進入時の衝撃により損傷があったのか、具体的な原因が全て明らかになったわけではない。福島第一発電所事故以外でも、非常用発電機の使用時に様々な機械的故障が発生し、機能喪失した例があり、また、今まで発生したことがないような、想定外の事象により機能喪失することも考えられる。

このように、機能喪失の具体的な原因は無数に考えられるため、その原因を全て特定し、機能喪失の可能性を完全に排除し得ると考えることはできない。したがって、重大事故等対策では、原因を問わず、設計基準対象施設の持つ安全機能が喪失することをあえて仮定し、その場合でも、重大事故等対処施設等により、炉心の著しい損傷や格納容器の破損を防止すること等を要求している。

解明された事故の発生・進展状況から得られる教訓に加え、最新の科学的知見、海外の規制に関する最新知見等を結集することにより、合理的な内容を有する安全基準を策定することは可能である。

(以上につき、乙A第41号証・45, 58ないし60ページ)

3 福島第一発電所事故の教訓を踏まえた各組織における検討の経緯

(1) はじめに

福島第一発電所事故の技術的調査・検討の結果を踏まえ、原子力安全委員

会及び原子力安全・保安院は、当該事故を教訓として活かすべく、下記のとおり、安全規制に関する検討を行った。

(2) 地震及び津波以外の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討

ア 事故防止対策に係る検討

(ア) 原子力安全委員会における検討

原子力安全委員会においては、「原子力安全基準・指針専門部会」の下に設置された「安全設計審査指針等検討小委員会」において、安全規制に関する検討が行われた。

上記小委員会は、平成23年7月15日から平成24年2月24日までにかけて合計13回にわたり開催され、その中で、福島第一発電所が東北地方太平洋沖地震とその後の津波により全交流動力電源を喪失したこと、前述した深刻な事態が生じたことから、福島第一発電所事故から得られた教訓のうち、安全設計審査指針（乙A第22号証）及び関連指針類に反映させるべき事項として、全交流動力電源喪失対策及び最終的な熱の逃がし場である最終ヒートシンク喪失（L U H S⁴）対策を中心に検討が行われた。検討に当たっては、深層防護の考え方を安全確保の基本と位置づけ、米国の規制動向や諸外国における事例が参考された（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」・乙A第60号証・1ないし5ページ、別紙1 [21ページ] 及び別紙3 [20ページ]）。

(イ) 原子力安全・保安院における検討

原子力安全・保安院は、福島第一発電所事故の発生及び事故の進展に

*4 Loss of Ultimate Heat Sinkの略。

ついて、当時までに判明していた事実関係を基に、工学的な観点から、可能な限り整理・分析することにより、技術的知見を体系的に抽出し、主に設備・手順に係る必要な対策の方向性について検討することとして、福島第一発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会を設置した。同意見聴取会は、平成23年10月24日から平成24年2月8日までにかけて合計8回にわたり開催され（乙A第55号証・開催実績（[別紙2]の末尾部分・ページの記載なし）），原子力安全・保安院の分析や考え方に対する専門家の意見を聴きながら、検討を進めた（同号証・「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会」名簿（[別紙2]の末尾部分・ページの記載なし）、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と意見聴取会の検討テーマ」・乙A第61号証）。

その結果、福島第一発電所事故の技術的知見として、事故の発生及び進展に関し、当時判明していた事実関係を基に、今後の規制に反映すべきと考えられる事項として、30項目が取りまとめられた（同号証〔別紙2〕・3ページ）。

イ 重大事故等対策に係る検討

(7) 原子力安全委員会における検討

重大事故等対策については、福島第一発電所事故当時、法規制上の要求事項とされておらず、平成4年5月に原子力安全委員会が決定した「発

電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント⁵対策としてのアクシデントマネージメントについて」（平成4年5月28日原子力安全委員会）において、飽くまで原子炉設置者が効果的なアクシデントマネージメントの自主的整備と万一の場合にこれを的確に実施できるようにすることが強く奨励されていたに過ぎなかった（乙A第62号証）。

しかしながら、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴って発生した津波により、福島第一発電所で炉心損傷、原子炉格納容器の破損等に至ったことを受け、政府の作成した平成23年6月のIAEA閣僚会議日本国政府報告書（乙A第56号証）では、アクシデントマネージメントを原子炉設置者による自主的な取組としていたことを改め、これを法規制上の要求にするとともに、設計要求事項の見直しを行うことなど、重大事故等対策に関する教訓が取りまとめられた（同号証・27ページ）。

原子力安全委員会は、平成23年10月、前記平成4年5月28日付けの原子力安全委員会の決定を廃止するとともに、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」（平成23年10月20日原子力安全委員会決定）（乙A第63号証）を決定し、重大事故等の発生防止、影響緩和に対して、規制上の要求や確認対象の範囲を拡大することを含めて安全確保策を強化すべきとした。平成23年10月の上記決定では、重大事故等対策の具体的な方策及び施策について、原

*5 設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう（乙A第41号証・47ページ）。本書面では、現行の原子炉等規制法等の用例に従い、「重大事故等」の語に統一している。なお、「設計基準事象」の意味については、同号証・109及び110ページを参照。

子力安全・保安院において検討するよう求めた（同号証・2ないし4ページ）。

(イ) 原子力安全・保安院における検討

原子力安全・保安院では、平成24年3月の福島第一発電所事故の技術的知見（乙A第55号証）において、重大事故等対策については、福島第一発電所事故で発生しなかった事象も広く包含する体系的な検討を整理する必要があることを指摘したほか、今後の規制に反映すべき視点として、深層防護の考え方の徹底、重大事故等対策の多様性・柔軟性・操作性、内的事象・外的事象を広く包含した重大事故等対策の必要性、安全規制の国際的整合性の向上と安全性の継続的改善の重要性が掲げられた（同号証・48ないし51ページ）。

また、原子力安全・保安院では、上記原子力安全委員会の「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」（平成23年10月20日原子力安全委員会決定）（乙A第63号証）等を受けて、平成24年2月から8月までにかけて、重大事故等対策に係る規制の基本的考え方に関する整理を行った。その過程において、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方に関する意見聴取会」を合計7回開催して、専門家や原子炉設置者からの意見を聴取し、原子力安全・保安院及び関係機関がこれまでに検討していた重大事故等に関する知見、海外の規制情報、福島第一発電所事故の技術的知見などを踏まえて、技術面での重大事故等対策の基本的考え方を検討・整理し、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方について（現時点での検討状況）」（平成24年8月27日原子力安全・保安院）（乙A第64号証）を報告書として取りまとめた（同号証・3ないし5、51及び52ページ）。

もっとも、上記報告書は検討過程としての側面を有しており、用語や

概念については、完全でない点が残っていたため、重大事故等対策に係る規制については、新たに設置される原子力規制委員会において検討が進められることとなった。

(3) 地震及び津波の分野に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院における検討

ア 原子力安全委員会における検討

福島第一発電所事故以前においては、原子力安全委員会は、平成18年に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）（以下改正前を含む場合を「耐震指針」といい、平成18年の改正後のものを「平成18年耐震指針」という。乙A第44号証）を改訂しており、同指針は、当時の地質学、地形学、地震学、地盤工学、建築工学及び機械工学等の専門家らにより検討されたものであった。

その後、平成23年3月に東北地方太平洋沖地震が発生し、福島第一発電所においては、前述したとおり、地震とその後の津波を原因とした事故が発生した。

そこで、原子力安全委員会は、平成18年に耐震指針が改定された後に蓄積された知見、平成23年3月11日以降に発生した地震及び津波に係る知見並びに前述した福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、地震及び津波に対する発電用原子炉施設の安全確保策について検討することとした。そして、これらについての専門的な審議・検討を行うため、原子力安全基準・指針専門部会に地震・津波関連指針等検討小委員会（以下「地震等検討小委員会」という。）が設置された（「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」・乙A第65号証・11ページ）。同小委員会は、平成18年耐震指針（乙A第44号証）の検討時よりも津波に関する専門家を増員し、平成23年7月12日から平成24年2月29日までの間、計14回開催され（同号

証・10ページ), 平成18年耐震指針及び関連指針類を対象とした検討が行われた。

具体的には、地震等検討小委員会は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の分析に加えて、福島第一発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二発電所」という。）のほか、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川発電所」という。）、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「東海第二発電所」という。）で観測された地震や津波の観測記録等の分析を行うとともに、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波に係る知見並びに福島第一発電所事故の教訓を整理したほか、平成18年に耐震指針が改訂された後に実施された耐震バックチェック⁶によって得られた経験及び知見を整理した（乙A第66号証及び乙A第67号証）。さらに、同小委員会は、地震本部（文部科学省）、中央防災会議（内閣府）、国土交通省等の他機関における東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波についての検討結果に加えて、土木学会における検討状況、他国における津波の発生事例及びIAEAや米国NRC（原子力規制委員会）等の規制状況、福島第一発電所事故に関連した調査報告書も踏まえて検討を行った（乙A第67号証・1ないし3、6及び8ページ、乙A第65号証・1ないし5ページ）。

地震等検討小委員会は、これらの検討を踏まえ、平成24年3月14日付け「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」（乙A第65号証）を取りまと

*6 原子力安全・保安院は、平成18年9月、発電用原子炉設置者等に対し、当時新たに改定された平成18年耐震指針に基づき、耐震安全性の再確認（耐震バックチェック）を行うよう、指示した。

め、津波による海水ポンプ、非常用電源設備等の機能喪失を防止するため、ドライサイトコンセプト⁷を基本とする津波防護設計の基本的な考え方や津波対策を検討する基礎となる基準津波の策定を義務付けるべき旨を取りまとめた（同号証・4ないし6ページ）。

イ 原子力安全・保安院における検討

原子力安全委員会は、平成23年4月、東北地方太平洋沖地震等によって得られた知見を反映して、原子力安全・保安院に対し、耐震安全性に影響を与える地震に関して評価を行うよう意見を述べた（「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加」（平成23年4月28日原子力安全委員会決定）・乙A第68号証）。

原子力安全・保安院は、平成23年9月、事業者から報告された東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による原子力発電所への影響などの評価結果について、学識経験者の意見を踏まえた検討を行うことなどにより、地震・津波による原子力発電所への影響に関して的確な評価を行うため、「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」（第2回より「地震・津波に関する意見聴取会」と改称）及び「建築物・構造に関する意見聴取会」を設置し、審議を行った（乙A第69号証、乙A第70号証及び乙A第71号証）。

地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会においては、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波について、福島第一発電所、福島第二発

*7 津波からの防護として、敷地高さの設定や津波に対する防御施設の設置等により、まず防護対象施設が設置される敷地に津波を到達・流入させないことを基本とするという考え方。漏水対策等と相まって、より一層信頼性の高い津波対策となる。

電所、女川発電所及び東海第二発電所における地震動及び津波の解析・評価を行い、これに基づく同地震に関する新たな科学的・技術的知見について、耐震安全性評価に対する反映方針が検討された（「平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を考慮した原子力発電所の地震・津波の評価について～中間取りまとめ～」（平成24年2月16日経済産業省原子力安全・保安院）・乙A第72号証・1及び2ページ）。

建築物・構造に関する意見聴取会においては、上記の各原子力発電所における建物・構築物、機器・配管系の地震応答解析の評価、津波による原子力施設の被害状況を踏まえた影響評価を行い、これに基づく東北地方太平洋沖地震に関する新たな科学的・技術的知見について、耐震安全性評価に対する反映方針が検討された（「平成23年東北地方太平洋沖地震による福島第一及び福島第二原子力発電所の原子炉建屋等への影響・評価について～中間取りまとめ～」（平成24年2月16日経済産業省原子力安全・保安院）・乙A第73号証・1ないし5ページ、「平成23年東北地方太平洋沖地震による女川原子力発電所及び東海第二発電所の原子炉建屋等への影響・評価について～中間取りまとめ～」（平成24年9月3日経済産業省原子力安全・保安院）・乙A第74号証・1ないし4ページ）。

（以上につき、乙A第41号証・45ないし51ページ）

第3 原子力規制委員会発足後に検討された内容及び策定手続等

1 原子力規制委員会における検討チームの構成

福島第一発電所事故を契機として、重大事故等への対策を規制の対象と位置づけることとした改正原子炉等規制法の趣旨に則り、発電用原子炉の設置（変更）許可の要件に関する規制基準の見直しが行われることとなった。そこで、平成24年9月に新たに設置された原子力規制委員会は、上記の重大事故等対策、地震及び津波以外の自然現象への対策に関する設計基準に加え、これまで

発電用原子炉設置（変更）許可の基準として用いられてきた原子力安全委員会の安全設計審査指針（乙A第22号証）等の内容を見直した上で、原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するため、独立行政法人（現在は国立研究開発法人）日本原子力研究開発機構安全研究センター副センター長等を歴任し、核燃料の事故時の挙動に精通した更田豊志原子力規制委員会委員（当時）を中心として発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（第21回より、発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称。以下「原子炉施設等基準検討チーム」という。）を構成した（乙A第75号証）。また、自然現象に対する設計基準のうち、地震及び津波対策については、原子力規制委員会の前身である原子力安全委員会に設置された地震等検討小委員会の検討も踏まえた上で、原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するため、元東京大学地震研究所教授で現東京大学名誉教授である島崎邦彦原子力規制委員会委員長代理（当時）を中心として発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム（以下「地震等基準検討チーム」という。）を構成した（乙A第76号証）。それぞれの検討チームには、従来から原子力規制行政に携わり、原子力規制に対して専門知識を有する原子力規制庁職員も参加し、また各検討チームにおいて、関係分野の学識経験者を有識者として同席を求め、専門技術的知見に基づく意見等を集約する形で規制基準の見直しが行われた。

このように、設置許可基準規則等は、関係分野の学識経験者の専門技術的知見に基づく意見等の集約を経ることにより、現在の科学技術水準を踏まえた科学的合理的なものとして、原子力規制委員会において策定されたものである。

（以上につき、乙A第41号証・51及び52ページ）

2 地震及び津波以外の分野に関する設置許可基準規則等の策定経過

（1）原子炉施設等基準検討チームの構成等

原子炉施設等基準検討チームにおける検討は、原子力規制委員会の委員の

うち、核燃料の事故時の挙動に精通し、原子力安全委員会における安全設計審査指針（乙A第22号証）の見直しを検討していた安全設計指針等検討小委員会の構成員でもあった前記更田豊志委員（当時）を中心として行われた。また、中立的な立場から複数の外部専門家を関与させるため、日本原子力学会等において重要な役割を担い、熱工学・流体工学等を専門とし原子炉の熱流動現象等に精通する阿部豊筑波大学大学院教授、材料工学等を専門とし核燃料等に精通する勝田忠広明治大学准教授、原子炉工学・リスク評価を専門とし高速炉の専門知識を有する山口彰大阪大学大学院教授、原子力・エネルギー化学を専門とし、原子炉物理に精通する山本章夫名古屋大学大学院教授（以上の各外部専門家の肩書は当時のものである。以下同じ。）といった、関係分野の専門技術的知見を有する学識経験者4名も同チームに参加した。さらに原子力発電所の事故分析・リスク評価・安全確保に精通している独立行政法人（現在は国立研究開発法人）日本原子力研究開発機構安全研究センターにおける研究主席であった渡邊憲夫氏及び同センター燃料安全研究グループ研究主幹であった杉山智之氏も、電気事業者等との中立性の確認が行われた上で、同チームに参加した（乙A第75号証、乙A第77号証）。

このように、原子炉施設等基準検討チームは、福島第一発電所事故の教訓について、原子力規制委員会発足前から検討されていた知見を事実上引き継いでいる。

なお、重大事故等対策を含む安全基準全体についての新規制基準の策定に当たっては、透明性・中立性を確保するため、原則として、原子炉施設等基準検討チームの議事、資料及び議事録を公開するとともに、外部専門家に対しては、利益相反の可能性を考慮して電気事業者等との関係に関する情報の申告を要求し、当該情報も公開している（乙A第77号証、乙A第78号証）。

(2) 原子炉施設等基準検討チームにおける検討経過等

原子炉施設等基準検討チームにおいては、平成24年10月25日から平

成25年6月3日までの間、設置許可基準規則等(地震及び津波対策を除く。)の策定のため、学識経験者らの参加の下、計23回の会合が開催された(乙A第78号証)。

(3) 原子炉施設等基準検討チームにおける検討概要等

ア 事故防止対策に係る規制についての検討概要等

東北地方太平洋沖地震の随伴事象として発生した津波という共通要因による福島第一発電所事故について、前述のとおり、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会において検討が行われたが、原子炉施設等基準検討チームでは、これらの検討に参画していた有識者を含め、外部専門家を招聘して検討が進められた。原子炉施設等基準検討チームにおいては、福島第一発電所事故から得られた地震の随伴事象として生じた津波という共通要因によって複数の安全機能が同時に喪失した等の教訓による設計基準を超える事象への対応に加え、設計基準事象に対応するための対策の強化を図る観点で、新規制基準のうち事故防止対策に係る規制については、原子力安全委員会が策定した安全設計審査指針(乙A第22号証)等の内容を基に、見直した上で規則化等を検討することとされた。検討に当たっては、IAEA安全基準や欧米の規制状況等の海外の知見も勘案された(乙A第79号証、乙A第80号証)。

イ 重大事故等対策に係る検討概要等

改正原子炉等規制法は、重大事故等対策を新たに規制対象とした。

原子炉施設等基準検討チームにおいては、新たに規制の対象になった重大事故等対策について重点的な検討を行うこととし、福島第一発電所事故の教訓及び海外における規制等を勘案し、仮に、前記アの事故防止対策を講じたにもかかわらず複数の安全機能の喪失などの事象が万一発生したとしても、炉心損傷に至らないための対策として、重大事故等の発生防止対策、さらに重大事故等が発生した場合の拡大防止対策など、重大事故等対

策に関する設備に係る要求事項及び重大事故等対策の有効性評価の考え方等について検討された（乙A第79号証、乙A第80号証）。

ウ 原子炉施設等基準検討チームによる基準案の取りまとめ

原子炉施設等基準検討チームは、以上の検討結果を踏まえ、設置許可基準規則等の骨子案を作成した。原子力規制委員会は、平成25年2月に上記骨子案に係る意見公募手続を行った結果を踏まえて、設置許可基準規則等の案を取りまとめた（乙A第81号証、乙A第82号証）。

（以上につき、乙A第41号証・52ないし54ページ）

3 地震及び津波の分野に関する設置許可基準規則等の策定経過

（1）地震等基準検討チームの構成等

平成24年9月、原子力規制委員会が発足し、原子力安全委員会に設置された地震等検討小委員会の検討も踏まえた上で、原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するため、原子力規制委員会に地震等基準検討チームが設置された。

そして、地震等基準検討チームにおける検討は、元日本地震学会会長の島崎邦彦委員長代理（当時）が委員として参加した（乙A第76号証）。また、このチームには、前記原子力安全委員会における平成18年耐震指針（乙A第44号証）等の報告書の検討に参画した有識者のか、外部専門家として東北地方太平洋沖地震以降、耐震関係の様々な見直しの場に参画し、基準の策定に貢献した有識者らの中から地震、津波及び地盤等の各種専門分野の専門技術的知見を有する学識経験者6名が選抜され、検討内容に応じて、地震工学・耐震工学等を専門とし、強震動予測等に精通し地震調査委員会地震動予測手法検討分科会委員でもあった釜江克宏京都大学原子炉実験所附属安全原子力システム研究センター教授、建築学等を専門とし設計用地震動選定方法等に研究実績のある高田毅士東京大学大学院工学系研究科教授、地盤工学等を専門とし岩盤等地盤に精通し防災化学研究所兵庫耐震工学研究センター

研究員で原子力安全委員会専門委員であった谷和夫防災科学技術研究所減災実験研究領域兵庫耐震工学研究センター研究員、地球惑星科学・固体地球惑星物理学等を専門とし震源・津波の分析等に精通する谷岡勇市郎北海道大学理学研究院地震火山研究観測センター教授、海岸工学・海洋工学等を専門とし津波の減災効果・津波被災等に精通する平石哲也京都大学防災研究所附属流域災害研究センター教授、建築構造学・耐震工学等を専門とし日本建築学会会長を歴任し耐震技術・建築物の損傷制御構造等に精通する和田章東京工業大学名誉教授といった、地形学、地震、津波及び建築に関する学識経験者がチームに参加した。

なお、原子炉等基準検討チームと同様、原子力規制委員会は、透明性・中立性を確保するため、原則として、地震等基準検討チームの議事、資料及び議事録を公開するととも、上記学識経験者に対しては、電気事業者等との関係に関する情報の申告を要求し、当該情報も公開している（乙A第76号証、乙A第77号証及び乙A第83号証）。

(2) 地震等基準検討チームにおける検討経過等

地震等基準検討チームにおいては、平成24年11月19日から平成25年6月6日までの間、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる設置許可基準規則等の策定のため、合計13回の会合が開催された（乙A第83号証）。

(3) 地震等基準検討チームにおける検討概要等

ア 地震・津波に係る規制についての検討概要等

地震等基準検討チームは、原子力安全委員会の下で地震等検討小委員会が取りまとめた平成18年耐震指針（乙A第44号証）等の改訂案のうち、地震及び津波に関わる安全設計方針として求められている各要件については、新たに策定する基準においても重要な構成要素となるものと評価するとともに、基準の骨子案を策定するにあたっては、上記改訂案の安全設計

方針の各要件について改めて分類・整理し、必要な見直しを行った上で基準の骨子案の構成要素とする方針を示した（乙A第84号証）。

そして、地震等基準検討チームは、この検討方針に基づき、地震及び津波について、IAEA安全基準、米国、フランス及びドイツの各規制内容のほか、福島第一発電所事故を踏まえた国会及び政府等の事故調査委員会の主な指摘事項のうち耐震関係基準の内容に関するものを整理し、これらと平成18年耐震指針（乙A第44号証）とを比較した上で、国や地域等の特性に配慮しつつ、我が国の規制として適切な内容を検討した（乙A第84号証及び乙A第85号証）。また、地震等基準検討チームは、発電用原子炉施設における安全対策への取組の実態を確認するため、電気事業者に対するヒアリングを実施するとともに、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波を受けた女川発電所の現地調査を実施し、これらの結果も踏まえ、安全審査の高度化を図るべき事項についての検討を進めた（乙A第86号証）。

イ 地震等基準検討チームによる基準案の取りまとめ

地震等基準検討チームは、以上の検討結果を踏まえ、原子炉施設等基準検討チームと同様、地震・津波に関する設置許可基準規則等の骨子案を作成した。原子力規制委員会は、平成25年2月に上記骨子案に係る意見公募手続を行った結果を踏まえて、設置許可基準規則等の案を取りまとめた（乙A第81号証及び乙A第82号証）。

（以上につき、乙A第41号証・54ないし56ページ）

4 原子力規制委員会による設置許可基準規則等の策定

原子力規制委員会は、設置許可基準規則等のうち、設置許可基準規則及び同規則の解釈の案について、平成25年4月11日から1か月間、行政手続法に基づく意見公募手続を実施した。また、その他の審査ガイド等の案についても、平成25年4月11日から1か月間、任意の形で意見公募手続を実

施した。上記意見公募手続の結果を踏まえた上で、原子力規制委員会は、設置許可基準規則等を策定した（乙A第87号証ないし乙A第92号証）。

（以上につき、乙A第41号証・56ページ）

第4 結論

以上のとおり、設置許可基準規則等は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、海外の知見も参考にしつつ、原子力規制委員会の発足前後を通じて、各専門分野の学識経験者等の専門技術的知見に基づく意見等を集約し、中立性が担保された学識経験者が関与した上、公開の議論の下、設置許可基準規則等の骨子案及び設置許可基準規則等に対する意見公募手続等の適正な手続を経て策定された合理的なものである。

表 設置許可基準規則等の策定経緯に関する時系列

平成23年	3月	東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波発生 福島第一発電所事故発生
	6月	IAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書とりまとめ
	7月	原子力安全委員会、安全設計審査指針等検討小委員会（安全規制に関する検討）を設置（～平成24年3月） 原子力安全委員会、地震等検討小委員会を設置（～平成24年2月）
	9月	原子力安全・保安院、「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」及び「建築物・構造に関する意見聴取会」を設置
	10月	原子力安全・保安院、「東京電力株式会社福島第一発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会」を設置 原子力安全委員会、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策について」を決定
	2月	原子力安全・保安院、シビアアクシデント対策規制の基本的考え方の整理を行い、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策規制の基本的考え方に関する意見聴取会」を開催（～同年8月） 原子力安全・保安院、「地震・津波の解析結果の評価に関する意見聴取会」及び「建築物・構造に関する意見聴取会」の報告書が取りまとめられ、原子力安全委員会に報告
	3月	原子力安全・保安院、「東京電力株式会社福島第一発電所事故の技術的知見について」を取りまとめ 地震等検討小委員会、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」を取りまとめ
平成24年	6月	原子炉等規制法改正（重大事故等対策を新たに規制対象とする等）
	7月	国会事故調による調査報告書取りまとめ 政府事故調による調査報告書取りまとめ
	8月	原子力安全・保安院、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント

		対策規制の基本的考え方について（現時点での検討状況）」を取りまとめ
平成25年	9月	原子力規制委員会発足
	10月	原子炉施設等基準検討チーム会合開催（～平成25年6月）
	11月	地震等基準検討チーム会合開催（～平成25年6月）
	2月	原子力規制委員会、原子炉施設等基準検討チーム及び地震等基準検討チームで取りまとめた骨子案に対する意見を公募
	4月	原子力規制委員会、行政手続法に基づき、設置許可基準規則等の案に対する意見を公募
	6月	原子力規制委員会、設置許可基準規則等を制定

以 上

略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号
大間原子力発電所建設差止等請求事件
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
数字			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
英字			
IAEA	国際原子力機関	第12準備書面	5
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面	61
MS	異常影響緩和系	第11準備書面	12
PS	異常発生防止系	第11準備書面	12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第16準備書面	13
IAEA閣僚会議日本政府報告書	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書－東京電力福島原子力発電所の事故について	第18準備書面	12
あ			
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第11準備書面	9
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11

い			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
屋外火災	屋外における火災	第13準備書面	24
屋内火災	屋内における火災	第13準備書面	24
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第18準備書面	19
か			
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第17準備書面	10
き			
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11
技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	第13準備書面	10

基準地震動による地 震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震 による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそ れがある津波	第13準備書面	10
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第12準備書面	12
基本的目標a	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のa	第17準備書面	9
基本的目標b	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のb	第17準備書面	9
基本的目標c	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のc	第17準備書面	9
け			
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(10)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(10)	第11準備書面	5
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年(2016年)1月19日付け原告準備書 面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(14)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(14)	第17準備書面	5
原告準備書面(15)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(15)	第15準備書面	6
原告準備書面(18)	原告の平成28年10月18日付け準備書面(18)	第16準備書面	8
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原告準備書面(20)	原告の平成29年1月18日付け原告準備書面(20)	第13準備書面	7
原告準備書面(21)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(21)	第17準備書面	5
原告準備書面(22)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(22)	第12準備書面	5
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
原子炉設置(変更) 許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26

原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第16準備書面	13
原則的立地条件(1)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(1)	第17準備書面	8
原則的立地条件(2)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(2)	第17準備書面	8
原則的立地条件(3)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(3)	第17準備書面	8
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
二			
航空機	大型航空機	第13準備書面	12
航空機衝突影響評価	特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機の衝突による影響の評価	第13準備書面	12
航空機衝突評価ガイド	実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド	第13準備書面	15
工場等	発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第13準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
三			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第14準備書面	11
地震本部	地震調査研究推進本部	第14準備書面	22
地震本部報告書	『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第14準備書面	22
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6

重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面	15
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第14準備書面	10
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35

地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	第18準備書面	18
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
せ			
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
設置許可基準規則等	原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイド等	第18準備書面	5
た			
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第14準備書面	8
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第11準備書面	9
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第11準備書面	9
竜巻ガイド	原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	第16準備書面	8
耐震指針	改正前を含む「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第18準備書面	18
ち			
地域協議会	地域原子力防災協議会	第12準備書面	11
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
と			
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
特重審査ガイド	実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド	第13準備書面	11
東海第二発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所	第18準備書面	19
な			

仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
被告国第12準備書面	被告国の平成30年2月9日付け被告国第12準備書面	第17準備書面	14
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
福島第一発電所事故の技術的知見	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について(平成24年3月原子力安全・保安院)	第18準備書面	11
福島第二発電所	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	第18準備書面	19
へ			
米国NRC	アメリカ合衆国原子力規制委員会	第16準備書面	13
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集5 1巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集5 5巻2号283ページ)	第1準備書面	30

平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(公報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
平成18年耐震指針	平成18年改正後の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	第18準備書面	18

ほ

保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6

本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
防災指針	平成12年に改称された原子力施設等の防災対策について	第17準備書面	28
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
も			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集4 6巻6号571ページ	答弁書	9
り			
立地審査の指針2. 1	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 1	第17準備書面	10
立地審査の指針2. 2	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 2	第17準備書面	10
立地審査の指針2. 3	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 3	第17準備書面	10
立地審査指針要求事項①	原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針2. 1	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項②	原則的立地条件(3), 基本的目標b, 立地審査の指針2. 2	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項③	原則的立地条件(3), 基本的目標c, 立地審査の指針2. 3	第17準備書面	14
れ			
レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第15準備書面	23
ろ			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防災対策の有効性評価に関する審査ガイド	第17準備書面	22